

# 時局日誌 (二十)

H Y 生

三月十五日

昭和十四年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律(法律第二號)公布

ヒットラー總統とチエコ大統領ハ一ハ氏との會談の結果チエコ即ちボヘミア、モラヴィアをドイツへ合併するに決定し十五日附合併の協定に調印した。其の後の共同コンミニケが發表された。チエコ大統領ハ一ハ博士並にフヴァルコウスキー外相の要請に應じヒットラー總統はリツペントロップ外相と共に十五日ベルリンに於てチエコ首腦と會談を遂

げた。右會談に於てはチエコスロヴァキアの領土内で最近起つた諸事件によつて醸成された重大事變につき徹底的検討を行つた、兩國首腦は一切の努力を傾けて中歐のこの地方に平和秩序並に安寧を維持せねばならぬといふに意見一致した、ハ一ハ大統領は右の目的を達する爲且は又決定的鎮靜を齎す爲にはチエコ國民並にチエコ國の運命をドイツ總統の手中に委ねるを可とする旨を宣言した、ヒットラー總統はこの宣言を受諾し『總統はチエコ國民をドイツの保護下に置き且その特殊性に應じチエコの民族生活の自治的

發展を保障するに決した旨を表明した。十五日陸軍飛行隊吉田部隊の野本、松山、島田各部隊は今川部隊の佐藤、谷村山口各部隊と共同作戰の下に甘肅省の平涼飛行場を襲ひ午前十時五分格納庫一棟兵舎および附屬施設を完膚なきまでに粉碎して歸還すれば代つて栗原、酒本、大浦各部隊は午後零時半西安飛行場を襲ひ敵機のなきを認め思ひ切つた低空で格納庫二棟、兵舎數棟を爆撃全部命中火炎天に冲する同飛行場をあとに鵬翼を連ねて歸還した。重慶の前衛防禦據點たる宜昌大爆撃は

中支一帯の天候恢復したる十四日武田大尉の指揮する精銳〇〇機によつて再び敢行された、この日午後三時三十分頃突如宜昌上空に現れた我が海の荒鷲大編隊は先づ同市東北部にある兵營群に對して果敢なる急降下爆撃を行つてこれを木葉微塵に粉碎し更に揚子江岸に繋留中の數十隻の小型軍用舟艇目がけて巨彈を浴せてこれを潰滅、續いて市街北部の兵舎並に軍事施設とおぼしき建物に連續投彈したが、果然命中彈は火藥庫を爆撃し黄色を交へたる黒煙が濛々と天に沖し凄慘なる情景を呈した。

ハンガリー軍はドイツ軍のチェッコ進入と呼應し機械化部隊並に空軍援護の下にルテニア地方に進駐を行つてゐるがプラチスラーヴアよりの報道によればハンガリー軍は十五日ルテニア地方を完全に占領した。

### 三月十六日

滿洲國ニ於ケル領事裁判廢止ノ件（法律

第一〇號）人事調停法（法律第一一號）

公證入法中改正（法律第一三號）朝鮮私

設鐵道補助法中改正（法律第一四號）電

力管理法施行令中改正（勅令第六六號）

昭和十四年度歳入歳出總豫算並昭和十四

年度各特別會計歳入歳出豫算公布

海軍機全支に活躍次の如し

北支方面 一、連雲港附近で掃蕩實施中

の海軍陸戰隊は十四日殘敵を制壓し、

小銃十六、同彈藥包五百を鹵獲せる外

地雷十二個を發見これを處分せり。

二、海軍航空隊は十四日舊黃河上流十浬

附近で敵兵を滿載せる小型舟艇群及び

殘敵集結中の部落數ヶ所を銃爆撃しこ

れに多大の損害を與へたり。

中支方面 一、十五日海軍航空隊の精銳

部隊は敵軍の重要據點平江を急襲、市

街中央部の軍事施設を始め兵營其の他

市全面に互り極めて的確なる爆撃を敢

行、これに潰滅的打撃を與へ全機悠々

歸還せり。

二、浙贛線交通機關攻撃任務を有する別

働隊の〇〇機は十五日施船埠、進賢、

鄧埠及び鷹潭驛附近で運行中の數個の

列車及び鐵橋一を爆撃多大の戦果を收

めたり。

南支方面 海軍航空隊は十四日廈門北東

方の敵陣地及び潮陽水道内敵軍用舟艇

群を爆撃し之に多大の損害を與へたり

三月十七日

森林法中改正（法律第一五號）林業種苗

法（法律第一六號）陸軍身體檢査規則中

改正（陸軍省令第一〇號）電力管理法施

行規則（逓信省令第一〇號）昭和十四年度

電話加入申込ノ制限ニ關スル件（逓信省

令第一一號）公布

三月十四日のソ聯全聯邦第十八回黨大

會席上カ、ノヴィツチ交通人民委員は第

三次五ヶ年計畫の鐵道建設計畫に關して

左の如き報告を行つた。

ソ聯鐵道の貨物輸送高は三三年の一畫

夜平均五、二〇〇貨車から三八年に

は八八、〇〇貨車に一・七倍の増加を示し、乗客輸送は三七年中に十一億四千二百七十萬人であつたが四二年には十四億六千三百萬人に増加の豫定である、ソ聯鐵道は過去五年間に多くの建設を行ひ新線運轉を開始したもので五千軒、複線工事の完了したもので八千軒でこの中にはカリムスカヤ、ヘバロフ

スタ間の線の複線完了を含む、然しながらソ聯鐵道には未だ多くの軽い軌條を使つてゐるものが多いことは認めねばならぬ。

貿易組合中央會の招待によるシヤム人實業家日本視察團々長商業會議所書記長クシレルト氏以下八名は三月末明石山丸でペンコツクを出發一路訪日の途に上ることゝなつた。

三月十八日

支那事變以來今日までの陸軍機による支那飛行機撃墜、撃破數につき十八日の大日本航空會社法案委員會において今西

航空本部第二課長から左の如く説明した  
◇撃墜三百十三◇撃破四百十三。

三月八日早朝黑澤、笹原兩部隊は峻嶮と谷間を縫うて山西省の嵐縣に向け勇躍西進、敵は共產軍の精銳を天險の要所々々に配して頑強に抵抗を續けたが、兩部隊の挾撃に遭ひ西南方に逃走した、河略部隊新保由松大尉(金澤市出身)はこの日嵐縣東方の明家庄附近の戦鬪で壯烈なる戦死を遂げた。黑澤部隊は同日夕刻敵軍交通の要點たる東村鎮(嵐縣南方四里)を占領、九日北進して清水川部落にある

敗敵を再び粉碎せんと笹原部隊と協力して嵐縣の包圍攻撃を開始、同日午前九時半我が軍は赤都嵐縣の城頭高く凱歌を擧げた。

三月二十日

地方移植民職員制(勅令第六七號)農業保險組合登記取扱手續(司法省令第三號)公布

三月二十二日

明治四十五年法律第二十三號中改正(樺太ニ於ケル石炭ノ採掘法法律第一八號)地方鐵道法中改正(法律第一九號)軌道法中改正(法律第二〇號)土木事業従事員共濟組合理則中改正(内務省令第一六號)公布

國民精神總動員中央聯盟では政府の總動員運動強化の方針に基き理事長に筑紫熊七中將の就任を見、同理事長の手許で理事の人選を進めてゐたがこの釋左の二十二名の入選を決定二十五日發令した。

- 元大藏省主税局長 青木 得三
- 衆議院議員 加藤 鯛一
- 貴族院議員 賀屋 興宣
- 同 男爵 菊池 武夫
- 日本青年團常務理事 栗原美能留
- 日本商工會議所會頭 伍堂 卓雄
- 産組中央會々頭 千石與太郎
- 大毎東口取締役會長 高石眞五郎
- 陸軍中將 筑紫 熊七
- 在郷軍人會指導部長 中村 鐵

修養園主幹 蓮沼 門三

報徳會理事長 花田仲之助

同盟通信社常務理事 古野伊之助

衆議院議員 星島 二郎

産業報國聯盟常務理事 町田辰次郎

中央教化團體聯合會理事長 松井 茂

東京手形交換所理事長 森 廣藏

衆議院議員 守屋 榮夫

貴族院議員 吉田 茂

大日本婦人聯合會々長 吉岡 彌生

貴族院議員 子爵 岡部 長景

朝日新聞主筆 緒方 竹虎

### 三月二十三日

青年學校教育費國庫補助法（法律第二二

號）鑛業法中改正（法律第二三號）海軍

兵轉科ニ關スル件中改正（勅令第六九號）

公布

日伊兩國の緊密なる文化提携を約束す

る日伊文化協定の調印式は二十三日午後

三時外相官邸において舉行、其の協定す

る所は次の通りである。

文化的協力に關する日本國

伊太利國間協定

大日本帝國政府及び伊太利國政府は兩

國の永き傳統に基礎を置く固有の文化を

相互に尊重し且兩國間の各種の文化關係

を増進し以て兩國間の相互的理解を深か

らしむると共に既に幸に兩國を結合する

友好及び相互的信賴の關係を益々鞏固な

らしむるの希望に均しく促され左の通り

協定せり。

第一條 締約國は其の文化關係を堅實な

る基礎の上に樹立する爲努力すべく且

之に付最も緊密なる協力を爲すべし。

第二條 締約國は前條の目的を達成する

爲學術、美術、音樂、文學、演劇、映

畫、寫眞、無線放送、青少年運動、運

動競技等を通じ兩國間の文化關係を常

に増進すべし。

第三條 前條の規定の實施に必要な細

目は締約國の權限ある官憲間の合意を

以て決定せらるべし。

第四條 本協定は署名の日より之を實施

すべく締約國の一方は十二月の豫告を

以て本協定を廢棄することを得

右證據として下名は各本國政府より正

當の委任を受け本協定に署名調印せり

昭和十四年三月二十三日即ち千九百三

十九年「フアシスト」曆十七年三月二

十三日東京において日本語及び伊太利

語を以て本書二通を作成す。

有田 八郎

チフランド・アウリチ

右につき外務省の聲明する所は次の通

りである。

客年十二月帝國政府はイタリイ國政府

に對し藝術、文學、學術並に法學等の分

野に於て兩國の間に既に存する文化的關

係を鞏固にし且増進する目的を以て協定

締結方を提議したのに對しイタリイ國政

府は欣然之に應諾し茲に本日文化的協力

に關する協定が調印せられたのであつて

本協定が防共協定に依つて日伊兩國の親

善が更に緊密を加へ來り居る今日實施せらるゝことゝなつたのは同慶の至りである、本協定は其の前文において日伊兩國の文化的關係増進の爲の協力は兩國古今の文化の眞髓を基調とするものなることを明確に宣言し本文に於ては兩締約國の立脚すべき一般的原则を設定してゐるのである、本協定に記載せられてゐる諸種の文化的協力に關する問題の中兩國の權限ある官憲は不取敢左の諸事項を協議決定することゝなつてゐる。

一、兩締約國の一により提案せらるべき文化的協力に關する發議考究の爲の委員會の設置

二、兩國の文化的接近に資すべき新なる文化施設の設置及び既存の此の種文化施設の維持並に擴充

三、本協定の指導精神に遵由し且追て協定せらるべき範圍に於て行はるべき兩國學校教科書の補正

四、政府派遣留學生に對する便宜供與

五、教授並に學生交換の増進  
六、兩國の一に於て文化的活動に従事する者に對する相互推薦

七、青少年團による交驛の増進

八、圖書、雜誌交換

九、兩國の文化的接近に資すべき一般並に専門的文獻翻譯の相互獎勵

十、藝術文化交換

十一、映畫交換

十二、交換放送

陳庄西方高地に進出、包圍陣形より溢れ潰走する敵を撃滅中のわが白濱、高木宮脇、飯島の諸部隊は二十三日午後三時南方に轉じ修水河と同北方高地大臍尖において退路を絶たれ右往左往する敵大部隊に敢然白兵戦を挑み小銃一千、小銃彈二萬發を鹵獲、敵の遺棄死體一萬を數へ多大の戦果をあげた。

武寧東方棺材山附近に蟠居せる第三、第十六、第五十三、第五十七師に屬する二萬二千の敵に對して二十日拂曉より攻

撃を開始した我が藤崎、成友、野口、池田各部隊は逐次戦果を擴大しつゝ、進撃敵に多大の損害を與へて二十二日武寧東北二里の地點まで進出したが二十日から二十二日までにおける戦鬪の結果敵は千二百の死體を遺棄し敗走、我が方は捕虜六百五十、チエコ機銃四十四、小銃四百、速射砲一を得た、一方蔡氏（安義東北約十七キロ）東北方高地における二十一日から二十二日朝にかけての戦鬪の結果この方面の敵は第七十六師で我が軍の猛撃によつて殲滅的損害を受けたるものゝ如く捕虜の言によると七十六師は最近編成されたもので兵力は約八千であつたのが二十二日夕刻の敵兵力は僅か千五百名である。

去る三月一日大阪府枚方禁野陸軍倉庫における火災事故に關しその責任者たる諸官並にその後任等につき左の通り發令せられた。

陸軍兵器本廠長陸軍少將 三村 友藏

陸軍兵器本廠附砲兵大佐 松木 正直  
豫備役被仰付(各通)

大阪陸軍兵器支 栗田 良三  
廠附砲兵大尉

停職被仰付

陸軍少將 渡邊 正夫

補陸軍兵器本廠長

陸軍少將 伴 健雄

補陸軍造兵廠總務部長

### 三月二十四日

金資金特別會計法中改正(法律第二四號)

軍用資源秘密保護法(法律第二九號)附

農業調整法(法律第二七號)肥料配給統

制規則(農林商工省令第二號)公布

修水河畔に於て敵陣を急襲突破せる我

が軍は所在の敵を撃滅しつゝ概して西南

方に退却中なる敵を急追しつゝあり、わ

が快速部隊は敵中に侵入し早くも二十二

日夕には奉新城に突入せり、その他の部

隊も馮水兩岸地區を急追中にして今二十

四日午前八時半頃には奉新城に進入し更

に敵を遠く〇〇方面に追撃中なり、鎗溪

西南方地區の我が軍は逐次既設陣地に據り頑強に抵抗せる敵を力攻し鎗溪、武寧平江道に沿ひ戦果を擴張中なり、航空部隊は退却する敵を隨所に爆撃し多大の損害を與へたり二十三日夕までに調査し得たる戦果の概要左の如し。

遺棄死體四、三〇〇、捕虜一、〇三〇

鹵獲品火炮四一門、小銃約一、〇〇〇

挺、自動車一二輛、馬五〇〇頭

敵が抗日學生軍を督戰隊にいづれも二十

十歳前後の青少年精銳部隊約五千をもつ

て固めた。

對岸蔡村高地を粉碎すべくわが海軍陸

戰隊中川部隊と陸軍青海川部隊は、十八

日午後五時遼江艦隊の猛烈な掩護射撃と

海軍航空隊の立體的協力の下に、青海川

部隊は吳城以南修水河口附近に、中川部

隊は蔡村高地前面に突進、果敢な敵前上

陸を敢行したその日一ヶ月にわたつて降

り續いた江南の空はあくまで蒼く晴れて

將兵の意氣は敵陣を望んで軒昂。

我が海軍陸戰隊磯野、佐土原、中川、本川各部隊は敵の猛烈なる銃砲火を冒しつゝ二十三日午前十時半吳城東方の敵正面に上陸果敢な猛進撃を進けつゝ同午後一時三十分遂に吳城を占領した。

### 三月二十五日

公債追加發行ニ關スル件(法律第二九號)

日本産金振興株式會社中改正(法律第三

二號)昭和十四年度歳入歳出總豫算追加

ノ件昭和十四年度各特別會計歳入歳出豫

算追加公布

### 三月二十六日

若松、藤崎、成友、迫田、池田等の各

部隊は二十五日午後修水河北岸津口を距

る四十八キロの堅壘廟前街を抜き破竹の

勢を以て更に南進二十六日未明遂に修水

南岸地區における敵重要據點塔安縣城を

占領、先鋒は息つく暇もなく更に南下遂

に奉新縣城に達し茲に先着の〇〇部隊と

握手なつた。

### 三月二十七日

國勢調査臨時施行ニ關スル件(法律第三

三號)臺灣米穀移出管理特別會計法(法

律第三五號)軍田自動車検査法(法律第

三六號)競馬法ノ臨時特例ニ關スル法律

(法律第三八號)國民精神總動員委員會官

制(勅令第八〇號)傷兵保護院官制中改

正(勅令第八二號)文化的協力ニ關スル

日本國伊太利國間協定(條約第三號)公布

### 三月二十八日

災害被害者ニ對スル租税ノ減免徵收猶豫

等ニ關スル法律(法律第三九號)保險法

中改正(法律第四一號)公布

南昌西北端より突入した布施、松井の

兩部隊と相呼應して津田、岩下部隊も二

十八日午前市街南端城外に流れる二本の

クリークを渡渉南門より城内に進撃し南

北より市街中央部に迫つた、敵は昨夜來

殆ど姿を現さず我が軍は無人の野を行く

が如く南昌市街を席巻、正午掃蕩を終了

これを完全に手中に収めた、皇軍入城と

共に拂曉まで燃え續けた市内各所の火災

も熄み住民の姿も三々五々見受けられ南  
昌城内到る處に日章旗翩翩と翻つて居  
る。

〇〇基地に在る陸軍飛行隊の偵察によ  
れば二十八日午前八時半頃皇軍は南昌飛  
行場を占領した。

### 三月二十九日

司法保護事業法(法律第四二號)花柳病

豫防法中改正(法律第四三號)登録稅法

中改正(法律第四五號)昭和十四年度歲

入歳出總豫算追加、昭和十三年度各特別

會計歳入歳出追加公布。

我が軍は二十九日午前五時修水河の要

衝武寧を遂に占領、城頭高く日章旗を掲

げた。

武寧東方において堅固なる陣地に據り

頑強に抵抗し且逐次増加せる約九個師の

敵を攻撃中なりしわが軍は空陸相呼應し

てこれに徹底的打撃を與へ二十九日午前

三時武寧に突入し午前七時遂にこれを完

全に攻略せり。

### 三月三十日

郵便年金法中改正(法律第四七號)支那

事變特別稅法中改正(法律第四八號)臨

時利得稅法中改正(法律第四九號)臨時

租稅措置法中改正(法律第五〇號)名古

屋帝國大學官制(勅令第一一二號)従業

者雇入制限令(勅令第一二六號)工場就

業時間制限令(勅令第一二七號)賃金統

制令(勅令第一二八號)賃金委員會官制

(勅令第一二九號)學校技能者養成令(勅

令第一三〇號)工場事業場技能者養成令

(勅令第一三一號)日本發達電株式會社法

中登記ノ手續ニ關スル件(勅令第一三二

號)農業保險法施行令中改正(勅令第一

三四號)産業組合自治監査法施行令(勅

令第一三六號)金資金ノ運用ニ關スル件

(勅令第一三七號)公布

皇軍の修水渡河より南昌入城迄に收め

た戦果は左の如き莫大な數字を示してゐ

る。

敵遺棄死體二千、捕虜四百五十、鹵獲

兵器―重機四、輕機八、小銃百二十五  
地雷十、小銃彈四百萬發、手榴彈七百  
五十、山砲七、軍馬二百頭、尙我が損  
害は極めて尠少である。

南昌の上流十數キロ會家附近より贛江  
を渡河した〇〇部隊は二十九日午前十一  
時頃蓮塘市(南昌南方十五キロ)南方二  
十數キロの地點に進出、我が南昌攻略部  
隊に追はれて南方に潰走し來る敗敵を待  
ち構へ二十九、三十兩日に互りこれを捕  
捉、痛快なる殲滅戰を展開した、二十九  
日同部隊の得たる戰果は左の如く夥しい  
數に上つてゐる。

敵の遺棄死體千二百、捕虜七百、鹵獲  
兵器戰車砲二、輕機二十、小銃二百五  
十、彈藥二萬、馬二十頭。

### 三月三十一日

短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法中  
改正(法律第五一號)國境取締法(法律  
第五二號)臨時陸軍材料資(金特別會計法  
(法律第五四號)電氣總官制(勅令第一五

時局日誌

三號)中央航空研究所官制(勅令第一五  
四號)支那事變特別稅法施行規則中改正  
(勅令第一七五號)會社利益配當及資金融  
通令(勅令第一七九號)同上施行細則(閣  
令第六號)臨時租稅措置法施行規則中改  
正(大藏省令第一三號)陸軍召集規則中  
改正(陸軍省令第一四號)公布

畏き邊りではイラン國皇太子モハメツ  
ド・レザパハラヴィ殿下とエザプト國皇  
妹ファウジア内親王殿下の御婚儀に中山  
公使を特派大使として參列せしめられる  
旨三十一日左の如く御沙汰あらせられ  
た。

特命全權公使 中山 詳一  
イラン國皇太子殿下婚儀に特派大使とし  
て參列被仰付

外務事務官 鶴岡 千保  
公使館二等通譯官 淺岡 五郎  
陸軍航空兵中佐 高品 明  
海軍少佐 江口 穗積  
イラン國皇太子婚儀に參列の特派大使隨

員を命ず  
畏き邊りでは去る二十八日逝去した田  
中光顯翁が維新の功臣として多年政界に  
盡した宮内大臣として側近に奉仕した  
功績極めて顯著なるを思召され、その葬  
儀に先立つて三十一日午前十一時戸田侍  
従を勅使として澁谷區水川町の田中遜伯  
邸へ御差遣、特に左の御沙汰書を賜ひ更  
に祭資、幣帛、神饌並に御柳一對を下賜  
あらせられた、なほ皇后、皇太后兩陛下  
にもこの日御使を以て御柳各一對を下賜  
あらせられた。

身ヲ武職ニ起シ籍ヲ文臣ニ班ス復古ノ  
皇猷贊翼ヲ豪省ニ效シ中興ノ偉業輔弼  
ニ宮廷ニ仕ス希世ノ耆老齡期頤ニ薄リ  
在朝ノ勤勞績賜命ニ昭ナリ遽ニ溘亡ラ  
開ク何ソ軫悼ニ勝ヘム宜シク使ヲ遣ハ  
シ轉テ賜ヒ以テ弔慰セシムヘシ

三十一日夜汪兆銘は第三次聲明書を發  
表、昨年末重慶脱出後會仲鳴横死に至る  
までの彼の政治的見地と彼の今後の進退

につき内外に表明するところあつた、大要左の如し。

「重慶脱出に至るまでの汪のなせる和平工作即ち南京陥落前後ドイツ大使トラウトマン氏を通じての日支意思疏通を圖りしこと、重慶におけるその後の彼のメーターに對する意思表示、而して出國に至る理由を述べ第二次の聲明に次ぐ今回の第三次聲明において重慶を去れるは彼が焦土抗戦による被害を避けんためにありしこと、國際關係より東亞に速かなる和平を日支間に直接齎さん熱意に燃えて出でたることを説き最後にこゝに至れる苦衷と曾仲鳴の悲壯なる死を悼んでゐる」

四月一日

北海道土地組合法中改正(法律第六四號)  
工業組合法中改正(法律第六五號)公布  
天皇陛下には一日午前十時鳳凰ノ間に  
出御、平沼首相待立の上海軍大將に昇進  
の加藤軍事參議官、長谷川横領長官の親

任式を行はせられ兩中將に對しそれ〴〵親任の勅語を賜ひ、平沼首相より左の官記を傳達された。

海軍中將 從三位 加藤 隆義  
勳一等功三級子爵

海軍中將 正四位 長谷川 清  
勳一等功四級

任海軍大將(各通)

武勳輝く武寧攻略戦及び箚溪南方修水河南岸地區の攻撃戦は激戦を以て終始したが、戦果もまた近來にない甚大なものがあつた、即ち三月三十一日までに判明したところでも

武寧方面、岩崎、飯島、宮脇、白濱、藤村、富田、井上、益田、松井各部隊の向つた武寧方面戦線の敵は第三、十五、十六、二十六、五十、七十七、百四十二及び新編第十四、十五の九個師及びその補充團で、遺棄死體約五千八百、鹵獲品小銃千五百、チエコ機銃二十、小銃彈一萬五千、手榴彈一千、迫撃砲一、同砲彈百、捕虜約百餘名。

箚溪方面、又藤崎、成友、迫田各部隊の向つた箚溪南方及び修水河南岸地區の敵は第三、十三、十五、十六、十九、五十三、七十七、百五、百十七、百二十五及び新編第十三、十六の十二個師でその遺棄死體約三千、鹵獲品は小銃九百五十、チエコ機銃二十九、速射砲一、迫撃砲十二、爆藥無數、捕虜八百餘名を算して居り。

敵師團の數は兩方面合すると實に十七個師に上つてゐる、これらの敵師團名は勿論捕虜或は遺棄死體から判明したもののみでその他にもまだあるかも知れず長沙及び南昌の側方を迂回して敵が繰出した兵力は夥しい數に上つてゐた、尙これらの敵軍の中に最も勇敢に戦ひそのため最も被害の多かつたのは第十四、十五、七十七の三個師で特に第七十七師の如きは團長(聯隊長)四名を失ひ營長(大隊長)以下戦傷續出して全く戰鬥力なく一中隊平均二、三十名といふ悲惨な状態に

陥つてゐるといはる。

贛江岸に沿ひ進撃又進撃の我が軍陽湖南下部隊は三十一日正午過ぎ樵舎前面の對面洲に上陸、更に同江對岸の陳家洲を手中に収め敗敵を追つて澄竹湖を陥入れ午後七時には南昌東北方十四キロの黃溪渡を完全に占領した。

#### 四月二日

修水河畔における敵主陣地帯を突破し西方に追撃中の我が軍は高安附近において抵抗せる新來の敵軍を撃破し二日午前八時高安城を占領した。

#### 四月四日

映畫法（法律第六六號）著作權ニ關スル仲介業勝ニ關スル法律（法律第六七號）商法ヲ引用スル條文ノ整理ニ關スル法律（法律第六八號）海運組合法（法律第六九號）造船事業法（法律第七〇號）船舶建造融資補給及損失補償法（法律第七一號）警視廳官制中改正（勅令第一八一號）北海道廳官制中改正（勅令第一八三號）地

方官官制中改正（勅令第一八三號）自動車タイヤチェーンノ配給統制規則（商工省令第一八號）産業組合監査聯合會電話取扱手續（司法省令第一二號）輸出補償法施行規則中改正（商工省令第一七號）工場事業場技能者養成令施行規則（厚生省令第三號）公布

昨年暮遂に暫定協定の締結を見ず懸案のまゝ越年した日ノ漁業交渉に關しては年初以來引續き東郷、リトヴィノフ兩氏間に交渉を續行回を重ねること十九回に及んだが、遂に四月二日深更東郷、リトヴィノフ兩氏間に協定の妥結を見た、協定の内容を要約すると

- (一) 借區料は一割以上は値上げせず
- (二) ルーブル換算率は従來通りとす
- (三) 我が方は四月四日の競賣に参加して競落した漁區は五ヶ年間安定せしめらる

南部山西肅清戦における藤室、本越、岩切各部隊の綜合戦果左の如し

▲敵遺棄死體九百五十 ▲鹵獲品の主なもの 迫撃砲二、同彈九二百八十二 輕機十一、小銃百二十四、手榴彈七百十五、棉花千二百捆、鹽五百五十包、曹達五百捆。

山東省における肅清狀況左の如し  
一、深瀨部隊は二日單縣附近に潜入せる一千餘の敵を攻撃、これを潰滅せしめた、敵遺棄死體五十七、捕虜十二  
二、菊地部隊長の指揮する討伐隊は一日拂曉津浦線界河東北方山嶽地帯にある孔昭同匪の二千を南北より攻撃潰走せしめ次いで再び東北地區一帯を掃蕩した、敵屍九十

本年度上海共同租界各國領事會會員九名の選舉の立候補は四日正午届出締切となつたが立候補者は定員通り九名であつたので選舉の手續を経ずして左の諸氏の當選が確定した。

◇イギリス(五名) G・A・ヘーリー、W・J・ケズウィック、R・G・マクドナル

F、G、E・ミンドウエル、T・F・ポウ  
エン

◇アメリカ(二名) A・C・コーニツシュ

C・A・フランクリン

◇日本(二名) 岡本乙一(村上法律事務所)  
所) 杉坂富之助(大阪商船上海支社長)

#### 四月五日

職員健康保險法(法律第七二號) 船員保險法(法律第七三號) 健康保險法中改正(法律第七四號) 重要農林水産物増産助成規則(農林省令第一九號) 公布

我が軍の南昌攻略戦における四日迄に判明した總戦果は次の如くで、交戦した敵兵力は正規兵三十餘個師と壯丁團、學生隊、保安隊等である。

遺棄死體一萬七千百三十、捕虜七千九百七十九、鹵獲品は野山砲四十八門、迫撃砲十三門、その他十サンチ加農砲十二サンチ榴彈砲、速射砲、對戰車砲機關砲、重砲等十三門、重輜等の各機關銃百三十四挺、小銃四千三百十三挺

砲彈二百七十九發、小銃彈四百十八萬

六千六百六十發、手榴彈二萬二千七百八

十九發、米二千俵、馬一千四十頭その

他地雷、自動車、被服など多數であつ

た。

#### 四月六日

種馬統制法(法律第七五號) 軍馬資源保護法(法律第七六號) 軍用自動車検査規則(陸軍省令第一五號) 公布

五日中午方面における海軍航空隊の活躍左の如し

一、有力なる航空部隊は悪天候を突破して湖北省に於ける殘存敵重要據點たる隨縣の敵密集部隊及び軍事施設を攻撃之に潰滅的打撃を與へたり

二、他の有力部隊は南昌南方に於ける陸軍の作戦に協力すると共に前日に引續き浙江線交通機關を攻撃、甚大なる損害を與へたり。

イタリー軍は五日夜完全にアルバニア國を占據した右に關しイタリー政府は六

日午前十時コムニクを發表するはず但し占領後における同國の國際法上の地位は未定、なほチアノ伊外相は六日朝伊外務省に急遽歸任、ローマ駐劄アルバニア公使を呼びチラナ駐劄イタリー公使を召還し重要會談を遂げた、右占領は同國の實質上のイタリー併合を意味し目下急迫せるバルカン並に歐洲の政情に適應する應急處置と解さる。

第十六代フランス大統領の選挙は五日午後ヴェルサイユ宮殿に於ける上下兩院合同の國民議會でジャンヌネー上院議長會の下に嚴肅に執行された選挙の結果は豫想通りルブラン現大統領が五百六票の壓倒的多數を以て再選された、議場は一齊に喝采を以てこれを迎へたが、共產黨議員のみは「辭職せよ、辭職せよ」と絶叫、議場は爲に暫く騒然たる情景を呈した。フランス憲法によれば新大統領は内閣を更迭することゝなつてゐるがルブラン大統領の再選によりグララヂエ内閣

の名目的辭職の如き形式的行事は行はれないこととならう。

駐日クレギー大使を迎へたカー大使は、五日夜八時より我が森島参事官及び三浦總領事を官邸に招き、夕食を共にした後、クレギー大使を中心に約二時間に互り懇談を遂げた、日英側双方會談内容については一切語ることを避けてゐるが、揚子江開放問題、租界問題をはじめ對支英國權益問題について重要意要の交換を遂げたものと見られる。なほ森島参事官は七日正午より大使館官邸にクレギー、カー兩大使を招き、日本側よりは海軍武官野村中將及び陸軍櫻井警備司令官も出席隨意なき意見交換を行ふ筈である。

#### 四月七日

宗教團體法（法律第七七號）寺院等ニ無償貸付ノ國有財産ノ處分ニ關スル法律（法律第七八號）公布

スペイン・フランコ政府は日獨伊の防

共協定に参加する事となり既に去る三月二十七日ブルゴスに於て日獨伊三國代表者とスペイン政府當局との間に調印を了した。

警視廳工場課では來る五月一日から都下大工場で養成を開始する事になつた工場、事業場技能者養成の具體案につき七日學科項目と教授時間配置を決定した國民登録を終へた二百名以上の従業員を有し十四歳以上十七歳未滿の少年工を全従業員の百分の四（事業によつては百分の六）以上使用する工場に課せられるものでこの科程を修了した者は、他に修身、公民、教練を學ぶと青年學校卒業と同等の資格が與へられる。

時間配置は三年間に普通學科（國語、國史、數學、理科）が二百二十時間、工業學科（製圖、電氣工學、機械工學、作業法等九科目）が五百時間前後と決せられ、他に百二十時間の徳育が加へられてゐる。

#### 四月八日

非訟事件手續法中改正（法律第七九號）  
産金法中改正（法律第八〇號）利益配當  
審査委員會官制（勅令第一九一號）従業者雇入制限令施行規則（厚生省令第四號）  
公布

任 遞信大臣 内閣書記官長 田邊 治通  
正四位勳二等  
任 拓務大臣 陸軍大將 玉三位 小磯 國昭  
勳一等功二級  
任 内閣書記官長（一）  
總理大臣秘書官 太田 耕造

イタリー軍は八日午前九時半アベニアの首都チラナに入城、イタリー公使館、宮城等に三色旗が翻翻と飄つた。

#### 四月九日

（一）南支方面において險惡なる天候に阻まれ久しく内陸深く突入の機會を得ざりし海軍航空隊の精銳部隊は八日折柄の晴間を利して入佐少佐指揮の下に大舉して長驅支那空軍再建の重要據點昆明を急襲。極めて熾烈なる防禦砲火を冒し同飛

行場及び兵舎に巨彈の雨を降らせ、その大部分を完膚なきまでに爆破し更に地上機三十五臺を炎上、または大破したる外挑戦し來れる有力な敵の戦闘機約二十機と空中戦を交へ、中六機を撃墜、甚大なる戦果を収めたりしが我が方に被害なく全機悠々基地に歸還せり(一) 江蘇省東岸一帶を哨戒中なりし北支海軍航空隊〇機は九日正午東臺において敵遊撃隊と作動中の敵機一機を發見直にこれを攻撃炎上せしめたり。

江南、江北の我が皇軍の警備地區に敵は最近しきりに襲撃を企てつゝあるが、何れも反撃に遭つて多大の損害を受けてゐる。

江南 江南地區では南昌を南進して瀝口渡、調家、山劉舒家の各線を占領せる〇〇部隊は九日璜溪市附近において敗兵をまとめて我が進撃を阻止せんとする敵を一舉に撃破し遺棄死體二百餘捕虜十七をあげたが捕虜の標識により

第十六師と第七十九師の二箇師と判明した、尙殘敵は武寧西方に敗走した、また他の一部隊は同地西方十六キロの三烟港附近において敵第十五師の敗殘部隊二、三百を急襲し、西方及び北方に潰走せしめた。

江北 江北地區の漢水戰線では、羅漢寺の北方地區に八日朝襲來せる敵を撃退し、敵は死體四十を残して漢水西方地區に敗走、また同時刻羅漢寺北方三キロの沈家場を襲はんとした約百の敵及び胡家城に來襲した二百の敵を待ち構へてゐた我が軍は、機先を制して、敵の企圖を破碎しこれを漢水對岸に撃退、敵の遺棄死體三十六、また應山附近においては七日以來赫家店西方五キロ附近の正規兵約三千を攻撃し、既に第二陣地まで奪取し九日午後四時現在第三線に向つて攻撃中であるが、敵も頑強に抵抗し目下交戦中。

四月十日

八日の昆明大空爆は混亂の重慶政府を恐怖のどん底に叩き込んだが疲れを知らぬわが海軍航空隊の精銳は指揮官も同じ入佐少佐を陣頭に九日堂々の鵬翼を張り廣西省南寧を空爆し全機無事歸還した。

四月十一日

米穀配給統制法(法律第八一號)帝國鐵業開發株式會社法(法律第八二號)國際電氣通信株式會社法中改正(法律第八三號)大日本航空株式會社法(法律第八四號)稅務署長ヲシテ會社利益配當及資金融通令ニ依ル事務ノ一部ヲ掌ラシムルノ件(勅令第一九四號)公布

内務省では三重、岐阜、福島、富山、岡山、熊本六縣における土木事務の増大に伴ひ右の各縣の土木課を土木部に昇格させることに決定、十一日告示同時に左の如く人事の發令を見た。

三重縣土木課長 上井 兼吉  
補三重縣土木部長

岐阜縣土木課長 平川 保一

補岐阜縣土木部長

福島縣土木課長 後藤 季總

補福島縣土木部長

富山縣土木課長 大島六七男

補富山縣土木部長

岡山縣土木課長 竹内 常八

補岡山縣土木部長

熊本縣土木課長 河合 清

補熊本縣土木部長

贛江沿ひに南昌の上流三〇キロの敵要地市又街に肉薄した中山、布施各部隊は有利な地形を利用し頑強に抵抗する第十六、第四十八の二個師の主力に第百、第五兩師の殘敵を交へた敵に早曉に至るまで猛烈な銃砲火を浴びせ遂にこれを擊退し市街を完全に占領したのである、目下判明せる戦果は敵遺棄死體約五十、小銃十一、小銃彈約四千發、白米若干などである。

冀中地區殘敵に對する討伐は山西南部の敵軍邀撃と共にその後多大の戦果をあげてゐる。

げてゐる。

一、時崎部隊は八日午後一時半白洋淀南方任邱東北十六キロ鄭各莊に於て約四百の敵と遭遇交戦二十四時間の後、九

日午後一時完全に之を占領した、敵屍

營長以下四百名餘

一、雄縣警備の松本部隊は八日、同地西

方八キロ太陽附近で凡そ五百の敵を攻

撃東方に潰走せしめた、敵屍十

一、粟屋部隊は九日京漢線定縣西方八キ

ロ鄭村附近で凡そ二百の敵を攻撃潰走

せしめた、敵屍八

一、易縣警備の稻葉三木兩部隊は九日西

方五キロ林莊附近で二百の敵を擊退、

敵屍十

一、密雲警備隊は九日東南十二キロ道谷

峪附近で凡そ三百の敵を擊破した、敵

屍二十

四月十二日

アルバニア新政體を決定する國民大會

は十二日午後四時よりテラナで開かれる

がチアノ外相は右會議に出席のため十二

日朝急遽同地に向つた、大體においてア

ルベニア王國はこの會議により獨立國と

しての存在を否定イタリーの一部として

自治政府を建設すべく初代統監には派遣

軍總司令官グツツオーニ將軍が一時的に

就任する模様である、なほムツソリニ首

相がチエンバレン英首相に對して親書を

送りバルカンの情勢に關し重要保障を興

へたとの情報に關しては當地官邊は否定

も肯定もしてゐないが右は數次のチアノ

パース會見に際しイタリーのとつた態度

を肯定するに止まりイタリーとしては飽

くまで英佛今後の方針を監視するに止ま

つてゐる模様と見られる、英佛兩國が最

近の既成事實を承認するに止まらずバル

カン諸國の反伊大同團結を抛棄しなけれ

ば地中海に關する實質的な改善はあり得

ないわけに従つて行き過ぎた樂觀説は未

だ時期尙早であるといはれる、但し一般

には英佛としてもこれ以上事態を悪化せ

しめることを回避する方針に出るだらうと見てゐる。

潰滅の淵に臨む蒋介石の所謂四月攻勢に呼應して旅長安華庭の率ゐる約三千の敵は京包線西方後套地區一帶に蟄居し我に反撃の氣勢を示すに至つたので之が機先を制して敵の企圖を粉碎すべく我が○部隊は十日行動を開始し快速を利用して疾風迅雷。陰山々脈を抜いて猛進敵が反撃の據點となつたむ安北城(包頭西北八十キロ)に殺到奇襲に狼狽せる敵に對して猛攻を加へ十一日午後五時二十五分遂にこれを完全に占領城壁高く日章旗を翻した。

京包線西方後套地區の重要據點安北を占領せる小林、藤村、大井、藤井、山口鳥内各快速部隊は息つく暇もなく安北城附近の殘敵を急追日没を利用して頑強に抵抗する敵に猛攻を加へ夜半に至るも銃砲聲股々として陰山々脈に響いてゐる。

十一日午後十一時現在までに判明せる

戦果は敵遺棄死體三百、蹶馬四十一、鹵獲品機關砲一、小銃手榴彈多數

#### 四月十三日

チェンバレン英首相は十三日再開の下院において内外の注意を惹いた英國の地中海政策を聲明し、先づイタリがアルベニア征服に至るまでの經過並にイタリ政府との折衝の顛末を述べ今後の英國の對策につきギリシヤに對する獨立保障トルコとの協力、スペインよりの伊義勇兵撤退の要求その他廣汎にわたり英國の態度を闡明した。

#### 四月十四日

防共協定に西班牙國參加條約(條約第四號)公布

南京南方八十キロの高地附近に出没する敵の巢窟を覆滅するため○部隊では七日から主力をあげて大規模な討匪を行ひ七日夜高地を占領多大の戦果をあげた、敵の死體千八、捕虜八、ほかに戦利品多數をあげたが敵は第五十二師、第五

十九師二個團、第百八、第百四十師各一個體と江南遊撃隊挺身遊撃隊新四軍等で合計六千、この内第五十二、第五十九兩師の如きは最近蒋介石の命により遊撃據點を我占據地近くに推進してゐたもので武器もフランス製小銃、ロシア製輕如し抵抗せる敵は第百八、二十九、三十九、百十二師の一部遺棄死體約四百、うち將校二、下士五、鹵獲品重機關銃五、小銃十五、拳銃二、迫撃砲彈二百

開封と山西省赤色要衝の全面的奪還を指令した所謂支那の四月攻勢に對しては我が軍は逸早くも敵進出の出鼻を挫き山西奪還の夢は全く返り討に遭つて儚なく潰え去つた、行動開始の日より十二日までの戦果は、交戦回數六十五、交戦兵力一萬三千、敵の遺棄死體千三百十六名(うち將校五)捕虜九十三、鹵獲品重機關銃九、チェン機關銃七、小銃二百五十八、その他彈藥多數、なほ我が軍の戦死傷は戦死下士五、兵二負傷九である。